

宮城県

高齢者虐待の防止 について

令和8年度集団指導配布資料

目次

1	高齢者虐待の種類	1
2	高齢者虐待防止に関する介護サービス事業者の指定基準・減算	2
3	身体的拘束について.....	3
4	身体的拘束に関する運営基準・減算.....	5

参考資料

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年3月厚生労働省老健局）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00003.html

1 高齢者虐待の類型

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条)

①身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">・暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為・本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為・「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等
②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none">・必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為・高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為・必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為・高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置・その他職務上の義務を著しく怠ること
③心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">・威嚇的な発言、態度・高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度・高齢者の意欲や自立心を低下させる行為・心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
④性的虐待	<ul style="list-style-type: none">・本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。
⑤経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">・本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。(金銭、財産等の着服、窃盗等)

2 高齢者虐待防止に関する介護サービス事業者の指定基準・減算

高齢者虐待は、「人格尊重義務違反」として、行政処分（取消・効力停止）の対象となります。

介護保険法

第1条（法の目的）

この法律は、（中略）要介護状態となり、（中略）その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、（中略）国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする

第88条：指定介護老人福祉施設の場合

6 指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第92条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第48条第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

4 指定介護老人福祉施設の開設者が、第88条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。

一般原則（全サービス共通）

介護サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

高齢者虐待の防止に係る基準（全サービス共通）

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。（テレビ電話装置等の活用も可）
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 上記(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

上記の基準が満たされていない場合、**高齢者虐待防止措置未実施減算（1/100単位減算）**が適用される。（「減算型」での届出が必要）

3 身体的拘束について

身体的拘束は、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則、「身体的虐待」に該当する。

「緊急やむを得ない場合」	
あくまで当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護する場合に限られる。（介護職員等の従業者の不足等、介護保険施設等の側の理由は排除されている。）	
「緊急やむを得ない場合」に検討する三要件（全て満たすことが必要）	
切迫性	本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
一時性	身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること
<p>「緊急やむを得ない場合」において身体的拘束を行う場合は、「<u>適正な手続き</u>」を極めて慎重に行い、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合等に直ちに解除する必要がある。</p> <p>○必要となる手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人等のアセスメントを十分に行う。 ・施設等の組織及び本人、家族、関係者などで、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たすかどうか等を慎重に協議する。 ・本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る。 ・直ちに解除するには、一時的に解除して、本人の状態を観察し、身体的拘束等の継続が本当に必要なのか、常に観察、再検討を行っていく必要がある。 ・これらの手続きについて、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、5年間※保存する。 <p>※国の基準では2年間としているが、宮城県の基準では5年間としている。</p>	

身体的拘束等の具体例

- ①ひとり歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する。ミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議、身体拘束ゼロへの手引き（一部改変）、2001、p.7（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年3月厚生労働省 老健局）第I章）

4 身体的拘束に関する運営基準・減算

○全サービス共通

(1) 介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行ってはならない。
(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

○短期入所・施設サービス

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。（テレビ電話装置等の活用も可）
(4) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(5) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(2)～(4)の基準が満たされていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用される。（「減算型」での届出が必要）

短期入所サービス 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	1/100 単位減算
施設系サービス 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型以外）	10/100 単位減算

○参考資料

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（令和6年3月）令和5年度老人保健健康増進等事業 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

厚生労働省 HP 「高齢者の虐待防止に関する老人保健健康増進等事業」

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18342.html